

第6章

提言とまとめ

6.1 自然エネルギー政策への提言

本白書のまとめとして、長期的な視点に立った実効的な気候変動政策およびエネルギー安全保障を確立し、日本において真に持続可能なエネルギー社会を実現するために、これまで検討してきた国および地方自治体への自然エネルギーの政策提言を以下に示す。

日本国内において自然エネルギーの本格的な導入を実現するためには、長期的な高い数値目標と、それに対する政治的なコミットメントのほか、現在の化石燃料などへの補助金を段階的に廃止し、気候変動などの外部コストを内部化することが必須となる。さらに、既存の規制や制度からくる障害を調整して低減させるとともに、固定価格買取制度（FIT）などにより自然エネルギー事業の財務面でのリスクを長期間にわたって低減させることにより、透明で安定した「自然エネルギー市場」を創る必要がある。また、そのための政策や制度の導入と同時に、自然エネルギーの恩恵が日本の各地域にもたらされるような市民参加・地域参加の仕組みが重要である。

(1) すべての分野に共通する政策

すべてのエネルギー分野に共通する自然エネルギー政策として、以下の政策をできるだけ早期に実施することを提言する。

① 長期的な高い数値目標と、それに対する政治的なコミットメント

一次エネルギーおよび各エネルギー分野（電力、熱、燃料）で「2030年30%」「2050年100%」といった水準の数値目標を掲げる。政策的な効果の大きい電力分野については、4.1.2で示したような高い数値目標が特に必要である（例えば2020年30%）。このような数値目標へのコミットメントは本来であれば国が掲げるべきものであり、国が今のまま消極的な姿勢に留まる場合は、地方自治体が率先して数値目標を策定する必要がある。

② 化石燃料等への補助金の段階的廃止、および気候変動などの外部コストの内部化

国民的合意をもとに、自然エネルギー導入のための税制改革を実施し、公平なコスト負担のルール作りを行う。環境税（炭素税）もしくはエネルギー料金制度を活用した、外部コストを内部化する。

③ 「エネルギー市場」における、既存の規制や制度からくる障害の調整と低減

分散型の自然エネルギーを導入するにあたって、自然公園法・農地法・建築基準法・廃掃法など、既存の規制・制度との不整合や障害を柔軟に見直す。自然エネルギーの「源」として競合する可能性のある、水利権、地熱（温泉熱）利用、漁業権など、既存の権利関係を整理・統合し、透明で公正な手続きになるように見直す。自然エネルギーの導入や利用を促進するために、農業基本法や森林・林業基本法などの各分野の基本法において、自然エネルギーの導入や利用を明確に位置付ける。

④ 透明で安定した自然エネルギー市場の創設

自然エネルギー事業の財務面でのリスクを長期間にわたって低減するために、以下の政策措置を実施する。自然エネルギーに対する、長期的に安定した経済支援策を導入する。すでに世界中で実績のある自然エネルギー電力の固定価格買取制度（FIT）の適切な導入が急務である。さらに自然エネルギーの環境付加価値を証書化するなど、熱政策を含めた自然エネルギー市場の創設と調和させる。投資家の視点から見て、長期的に安定した市場構造を創る。需要家が直接、選択できる自然エネルギー市場を創る。官公庁の率先導入などによって初期需要を創出する。地域開発、建築物・住宅新築・改修時などにおける「自然エネルギー利用」を原則として義務付ける。開発リスクの高い自然エネルギーに対して、官民でリスクを共有しうる「開発ファンド」を設置する。

⑤ 自然エネルギーの恩恵が地域にもたらされるような市民参加・地域参加の仕組み

自然エネルギー事業の開発プロセスで、地域社会が早期から参加できるように、透明な土地利用計画や環境アセスメント制度を作る。自然エネルギー事業の恩恵を、地域社会がある程度享受しうるために、地域が一定の割合でオーナーシップとなる地域ファイナンスの仕組みを作る。自然エネルギーに対し地域での政策・事業・市民参加を促していくために、地域エネルギー事務所のような、パートナーシップの仕組みを作る。

⑥ 既存政策の見直しおよび統計情報の整備

国による研究開発支援および優良システム表彰制度を見直し・強化する。環境および自然エネルギー教育・啓発・広報活動の実施と拡充を行う。さらに、自然エネルギーに関するさまざまな統計情報を整備し、必要に応じて常に利用可能な状態とする仕組みを構築する必要がある。

(2) 自然エネルギー電力分野での政策

最も政策的な効果の大きい電力分野において、2012年より本格導入される固定価格買取制度（FIT 制度）が十分に機能するように、以下の自然エネルギー政策を実施することを提言する。

(a) 風力発電および送電系統・電力市場での施策

自然エネルギー電力分野において、送電系統の利用ルールの見直しは、自然エネルギー普及のための決定的に重要な要素となるため、以下の政策措置を提言する。さらに、電力市場の自由化や発送配電の分離なども視野に入れた政策が重要である。

・自然エネルギー事業者による送電系統の優先接続

現状では、自然エネルギー事業による送電系統利用の可否が、電力会社の裁量のみで判断されている。今後は、あらゆる自然エネルギー事業が優先して送電系統を利用できる「優先接続」とする。

・自然エネルギーの系統費用（系統強化費用）の社会的負担化

自然エネルギー事業を新たに接続しようとして、系統の強化が必要とされる場合には、その費用は、系統利用者全体で負うものとする（接続ポイントまでは自然エネルギー事業者の負担）。

・自然エネルギーのインバランス（アンシラリー）費用の社会的負担化

変動型の自然エネルギー事業によってインバランス（アンシラリー）費用が生じる場合には、その費用は、系統利用者全体で負うものとする。

・会社間連系線の活用と必要に応じた系統強化策の実施

電力会社間を連系する「会社間連系線」を最大限活用し、自然エネルギー事業によって生じうる変動を系統全体でカバーする柔軟な運用をするものとする。発送配電の分離を視野に入れた中長期的なロードマップを策定する。

・需要側負担も含む系統全体の調整力の増大

需要側の負荷変動に対しても技術的・市場的な措置で調整する仕組みを導入することで、系統全体の調整力を増大させる。電力市場の自由化の本格的な規制・制度改革を実施する。

(b) 太陽光発電分野の施策

固定価格買取制度の買取価格や買取期間などを、事業の収益性が確保できる適切なレベルに設定し、将来の事業の予見性を持たせる。

建築物新築時における太陽光発電導入（検討）を義務付ける。建築物の新設・改築にあたっては、太陽光発電を含む自然エネルギーを一定の割合で導入することを義務付ける。

(c) 小水力発電分野の施策

・発電設備の規模などに応じて固定価格買取制度の買取価格や買取期間などを、事業の収益性が確保できる適切なレベルに設定する。

・水路新設、改修時に余剰落差利用（発電）を原則義務化：自然エネルギー利用機会のある水路新設、回収時には、その余剰落差利用（発電）を原則義務付ける。

- 農業用水のエネルギー利用を農業の一部に位置付ける：農業用水のエネルギー利用も農業の一部と位置付け、農業団体・土地改良団体の本来目的に追加する。
- 不特定水利権の積極的利用：不特定水利権を流域の小水力発電（特に農業用水利に完全従属利用するもの）で積極的に利用できるような水利運用を行う。

(d) バイオマス発電分野の施策

- 原料の種類や発電の規模などに応じて固定価格買取制度の買取価格や買取期間などを、事業の収益性が確保でき、かつ素材用途などと競合しない適切なレベルに設定する。電熱併給（コジェネレーション）の優遇措置などを行い、熱利用の拡大を優先的に行う。
- 林業の経営健全化と林業政策への環境エネルギー政策の統合：現行の林業経営を健全化した上で、林業政策と環境エネルギー政策を統合する。
- 効率的なバイオマスサプライチェーンの構築：森林・農業から廃棄物に至るバイオマスサプライチェーンにわたって、エネルギー利用を効果的に行える仕組みを整える。
- 廃掃法改正によるバイオマス系廃棄物利用の柔軟化：廃棄物におけるバイオマスの定義や運用を、実態に合わせて、効果的・効率的となるよう見直す。

(e) 地熱発電分野の施策

- 発電設備の規模などに応じて固定価格買取制度の買取価格や買取期間などを、事業の収益性が確保できる適切なレベルに設定する。
- 自然公園内での規制改革などを行い、資源調査の促進と事業化に向けた戦略的な環境アセスを実施可能とする。
- 地熱エネルギーに関する基本法制定：地熱エネルギーの開発・利用に関する基本法として「地熱エネルギー法」を制定する。
- 地熱事業化を支援するための国内制度の柔軟な見直し：地熱開発促進調査で事業化推進調査を導入する。還元熱水の二次利用（温泉・直接利用）

を可能にする。

(3) 自然エネルギー熱分野での共通政策

これまで取り組みの遅れていた熱分野においても、積極的に自然エネルギー政策を実施することを提言する。

- エクセルギーに着目した、自然エネルギー優先の温熱政策の確立。
- 住宅および建築物・省エネ施策との統合：住宅や建築物の新設・改築にあたっては、省エネの推進と合わせてバイオマスや太陽熱などを含む自然エネルギー熱利用を推進する政策を統合する。
- 住宅および建築物の新築・改築時における自然エネルギー熱利用導入検討の義務化：住宅の建築物の新設・改築にあたっては、バイオマスや太陽熱などを含む自然エネルギーの導入を検討し、一定の割合で導入することを義務付ける。
- グリーン熱証書などによる自然エネルギー導入や CO₂ 削減価値インセンティブの構築。
- 温泉開発時などにおける温泉熱の総合的な利用の促進。
- 住宅および建築物の冷暖房・給湯に対し、地中熱の有効利用の促進。

(4) 自然エネルギー燃料分野での共通政策

国際的な枠組みの中で、真に持続可能な燃料分野の自然エネルギー政策を以下のとおり実現することを提言する。

- 国際的に調和した「持続可能なバイオ燃料基準」の創造と合意。
- 国際間取引（日本にとってはとくに輸入）を視野に入れて、途上国との「真に持続可能なバイオ燃料シナリオ」の策定と、具体化。
- 品確法、サプライチェーンなどの国内市場の障害の見直し。
- 国内でのバイオ燃料生産については、国内外の動向をふまえて見直し。
- 電気自動車などの活用やモーダルシフト、コンパクトシティなど総合的な交通運輸政策の見直し。

6.2 おわりに

自然エネルギーの豊富な資源や技術、そして人材や資金などに恵まれながら、世界で急成長する自然エネルギーに対して、日本国内では「失われた10年」と呼ばれるほどの停滞期を歩んできました。

その中で、日本の自然エネルギー政策の実態や詳細な導入状況、そして今後の長期シナリオなどをまとめた日本初の『自然エネルギー白書』が2010年に発行されました。その発行にあたっては、2008年に「2050年自然エネルギービジョン」を発表した「自然エネルギー政策プラットフォーム」(JREPP: Japan Renewable Energy Policy Platform)が全面的に協力しています。JREPPは、日本国内の自然エネルギー関連団体のネットワーク組織であり、自然エネルギー政策に関連するさまざまな検討や提言を継続的に行ってきています(詳細は、自然エネルギー政策ポータルサイトを参照してください。<http://www.re-policy.jp/>)。2011年には一般社団法人 日本再生可能エネルギー協会が設立されました(<http://www.jrep.or.jp/>)。

さらに、2011年3月11日の東日本大震災の前日にあたる3月10日に『自然エネルギー白書』の2011年版が発行されましたが、その後、日本のエネルギー政策は根本的に見直されることとなりました。東日本大震災の復興では、豊富な自然エネルギーの資源を活かした復興計画が検討され、日本国内でも原子力発電の限界、そして大規模集中型のエネルギーシステムの脆弱性が明白になりました。

エネルギー政策が白紙見直しとなる中、日本の自然エネルギー政策は、2011年8月に国会で成立した固定価格買取制度(FIT)により、新たな方向に歩み始めています。今、日本全国で自然エネルギーに対する本格的な取り組みがまさに始まりつつあり、2012年が日本の「自然エネルギー元年」となることが期待されています。

そのような日本国内の状況の中、この『自然エネルギー白書 2012』によって、自然エネルギーのこれまでの歩みを振り返るとともに、「第4の革命」といわれる自然エネルギーの本格的な導入拡大と、「持続可能なエネルギー

社会～100%自然エネルギー～」の実現に向けた道しるべとなることを望んでいます。

最後になりましたが、本白書の作成にあたり多くの団体や個人の方のご支援やご協力をいただきました。厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

環境エネルギー政策研究所
編集担当 松原弘直

ご案内

各章末の「注」にあるリンク集、およびページ数の関係で本白書から割愛した「用語集」やカラーのグラフ・マップなどは、環境エネルギー政策研究所(ISEP)のホームページ(<http://www.isep.or.jp/jsr2012>)に掲載する予定です。また、本白書でも参照している『自然エネルギー白書 2011』は、自然エネルギー政策ポータルサイトからご覧頂けます(<http://www.re-policy.jp/jrepp/JSR2011>)。

